

各県立学校長 様

教 育 長

感染拡大に伴う県立学校における部活動の対応について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について、令和 3 年 7 月 3 0 日付け教保体第 8 3 1 号に基づき対応いただいているところですが、県内の新型コロナウイルスの新規陽性者は増加しており、8 月 1 2 日には 1,500 人を超える状況となっています。県内医療体制への影響が強く懸念されており、感染防止対策を一層強化することが重要となっています。

また、児童生徒や教職員の陽性者数も増加しており、同一部活動内での複数感染の事例も報告されていることから、学校における生徒の接触機会を削減するため、部活動については下記のとおり取扱うこととします。

新学期を目前にし、児童生徒及び教職員の安全を確保し、今後も教育活動を継続していくため、引き続き適切な部活動の実施について留意願います。

なお、今後の感染状況によっては、今回の点を含め変更の可能性があります。

記

1 基本的な方針

- (1) 学校における生徒の接触機会を削減するため、部活動を縮小する。
- (2) 部活動を実施するに当たっては、感染防止対策を徹底する。

2 部活動の対応

(1) 活動日数等

活動日数	校外活動 (合同練習・練習試合等)	県外での活動	泊を伴う活動
週 2 日以内※	禁止※	禁止	禁止

※ 各種大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）に出場する場合は、大会当日の 1 4 日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく日数の活動ができるものとする。（少なくとも平日 1 日、土日どちらか 1 日を休みとする）

ただし、上記における合同練習や練習試合等については、週 2 回以内とする。な

お、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校を本県に招いての活動は行わない。

- ・ 大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。
- ・ 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。
- ・ 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底する。

(2) 留意事項

- ・ 「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度版～」及びこれまでの各通知等に基づき、改めて感染防止対策を徹底すること。
- ・ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。
- ・ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わないこと。
- ・ 部室の使用の制限（原則禁止）や自宅と活動場所との直行直帰を徹底すること。
- ・ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。
- ・ 水分補給や食事の場面での感染防止対策を徹底すること。
- ・ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底すること。
- ・ 練習計画や練習試合等の予定について、必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者に適切に連絡等を行うこと。

(3) 対応期間

令和3年8月16日（月）から8月31日（火）まで

※ただし、各校において可能な限り速やかに対応を開始すること。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886